

# 医療費控除の対象 早見表

対象になるもの・ならないもの／介護保険サービスの扱い | 登録不要・無料

国税庁の説明を原文どおりに整理した早見表です(2026年10月4日確認) タックスアンサー No.1120・1122・1125・1126・1127 はいずれも「令和8年4月1日現在法令等」。個別の判定や控除額の計算はしていません。対象になるかどうかの最終判断は、所轄の税務署か税理士に確認してください。

## 医療費控除の金額(国税庁 No.1120 の原文)

医療費控除の金額は、次の式で計算した金額(最高で200万円)です。

(実際に支払った医療費の合計額-(1)の金額)-(2)の金額

(1)保険金などで補てんされる金額 (例) 生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など

(2)10万円 (注)その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5パーセントの金額

対象は、自分や生計を一にする配偶者・親族のために、その年の1月1日から12月31日までに支払った医療費(未払いの医療費は実際に支払った年の対象)。補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きます。

## 医療費控除の対象になるもの(国税庁 No.1122 の一覧どおり)

| No | 見出し(当サイトの要約)                | 国税庁の説明(原文)                                                                                         |
|----|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 医師・歯科医師の診療・治療               | 医師または歯科医師による診療または治療の対価(ただし、健康診断の費用や医師等に対する謝礼金などは原則として含まれません。)                                      |
| 2  | 治療・療養に必要な医薬品                | 治療または療養に必要な医薬品の購入の対価(風邪をひいた場合の風邪薬などの購入代金は医療費となりますが、ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金は医療費となりません。) |
| 3  | 病院・介護老人保健施設・特別養護老人ホームなどへの収容 | 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護療養型医療施設、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設または助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価              |
| 4  | あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復の施術   | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術の対価(ただし、疲れを癒す、体調を整えるといった治療に直接関係のないものは含まれません。)                       |
| 5  | 看護師などによる療養上の世話              | 保健師、看護師、准看護師または特に依頼した人による療養上の世話の対価                                                                 |
| 6  | 助産師による分べんの介助                | 助産師による分べんの介助の対価                                                                                    |
| 7  | 介護福祉士等による喀痰吸引・経管栄養          | 介護福祉士等による一定の喀痰吸引および経管栄養の対価                                                                         |
| 8  | 介護保険の施設・居宅サービスの自己負担(一定のもの)  | 介護保険等制度で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額                                                                    |
| 9  | 通院費・入院の部屋代や食事代・医療用器具        | 医師等による診療等を受けるための通院費、医師等の送迎費、入院の際の部屋代や食事代の費用、コルセットなどの医療用器具等の購入代やその賃借料で通常必要なもの                       |
| 10 | 義手・義足・松葉杖・補聴器・義歯・眼鏡など       | 医師等による診療や治療を受けるために直接必要な、義手、義足、松葉杖、補聴器、義歯、眼鏡などの購入費用                                                 |
| 11 | 身体障害者福祉法などにより納付する費用のうち一定のもの | 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの規定により都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療等の費用に相当するものや上記(1)・(2)の費用に相当するもの(※この一覧の9・10番目)    |
| 12 | 寝たきりの人のおむつ代(おむつ使用証明書が必要)    | 傷病によりおおむね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代(この場合には、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。)         |
| 13 | 骨髄移植のあっせんの患者負担金             | 日本骨髄バンクに支払う骨髄移植のあっせんに係る患者負担金                                                                       |
| 14 | 臓器移植のあっせんの患者負担金             | 日本臓器移植ネットワークに支払う臓器移植のあっせんに係る患者負担金                                                                  |
| 15 | 特定保健指導の自己負担金(一定のもの)         | 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定保健指導(一定の積極的支援によるものに限ります。)のうち一定の基準に該当する者が支払う自己負担金                             |

No.1122 は、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象としています。9～12は「医師等による診療、治療、施術または分べんの介助を受けるために直接必要なもの」の内訳です。  
入院中に病院で支給される食事は入院代に含まれるため対象、付添人を頼んだときの付添料も対象です(No.1126)。

医療費控除の対象にならないもの(国税庁の原文)

| 見出し(当サイトの要約)               | 国税庁の説明(原文)                                           | 出典         |
|----------------------------|------------------------------------------------------|------------|
| 健康診断・人間ドックの費用(原則)          | 健康診断等の費用は、疾病の治療を行うものではないので、原則として医療費控除の対象とはなりません。     | No.1122 QA |
| ビタミン剤など予防・健康増進のための医薬品      | ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金は医療費となりません。       | No.1122    |
| 疲れを癒す・体調を整えるための施術          | 疲れを癒す、体調を整えるといった治療に直接関係のないものは含まれません。                 | No.1122    |
| 家族や親類に払った付添料               | 家族や親類縁者に付添いを頼んで付添料の名目でお金を支払っても、医療費控除の対象となる医療費になりません。 | No.1122    |
| タクシー代(公共交通機関が利用できない場合を除く)  | 電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除き、タクシー代は控除の対象には含まれません。      | No.1122    |
| 自家用車で通院するときのガソリン代・駐車場代     | 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金などは、控除の対象には含まれません。           | No.1122    |
| 入院のための寝巻き・洗面具などの身の回り品      | 入院に際し寝巻きや洗面具などの身の回り品を購入することがありますが、これは医療費控除の対象になりません。 | No.1126    |
| 医師や看護師へのお礼                 | 医師や看護師に対するお礼は、診療などの対価ではありませんから医療費控除の対象になりません。        | No.1126    |
| 本人や家族の都合だけで個室に入ったときの差額ベッド料 | 本人や家族の都合だけで個室に入院したときなどの差額ベッドの料金は、医療費控除の対象になりません。     | No.1126    |
| 入院中に出前を取ったり外食したりした食事       | 他から出前を取ったり外食したりしたものは、控除の対象にはなりません。                   | No.1126    |

健康診断・人間ドックの例外:健康診断等の結果、重大な疾病が発見され、かつ、その診断等に引き続きその疾病の治療を行った場合には、その健康診断等のための費用も医療費控除の対象になります(No.1122 QA)。

タクシー代は、電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合は除かれます(No.1122)。

介護保険の施設サービス(国税庁 No.1125 の表どおり)

| 施設名                                   | 医療費控除の対象                                             | 医療費控除の対象外       |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------|-----------------|
| 指定介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】・指定地域密着型介護老人福祉施設 | 施設サービスの対価(介護費、食費および居住費)に係る自己負担額として支払った金額の2分の1に相当する金額 | 日常生活費・特別なサービス費用 |
| 介護老人保健施設                              | 施設サービスの対価(介護費、食費および居住費)に係る自己負担額として支払った金額             | 日常生活費・特別なサービス費用 |
| 介護医療院                                 | 施設サービスの対価(介護費、食費および居住費)に係る自己負担額として支払った金額             | 日常生活費・特別なサービス費用 |
| 指定介護療養型医療施設【療養型病床群等】(令和6年3月31日まで)     | 施設サービスの対価(介護費、食費および居住費)に係る自己負担額として支払った金額             | 日常生活費・特別なサービス費用 |

施設が発行する領収証には、基本的に医療費控除の対象となる金額が記載されます。指定介護療養型医療施設は、令和6年3月31日に廃止されました。

日常生活費とは、理美容代やその他施設サービス等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものの費用で、その入所者に負担させることが適当と認められるものです。

介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設および介護医療院の個室等の特別室の使用料は、診療または治療を受けるためにやむを得ず支払うものに限り対象です。

高額介護サービス費として払戻しを受けた場合は、その金額を医療費の金額から差し引きます。特別養護老人ホームなどの施設サービス費に係る自己負担額のみに対する高額介護サービス費は、その2分の1に相当する金額を差し引きます。

# 医療費控除の対象 早見表

介護保険の居宅サービス等の扱い／おむつ代

## ■ 介護保険の居宅サービス等(国税庁 No.1127 の表どおり・3区分)

### ①医療費控除の対象となる居宅サービス等

- ・ 訪問看護
- ・ 介護予防訪問看護
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 介護予防訪問リハビリテーション
- ・ 居宅療養管理指導【医師等による管理・指導】
- ・ 介護予防居宅療養管理指導
- ・ 通所リハビリテーション【医療機関でのサービス】
- ・ 介護予防通所リハビリテーション
- ・ 短期入所療養介護【ショートステイ】
- ・ 介護予防短期入所療養介護
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一休型事業所で訪問看護を利用する場合に限ります。)
- ・ 看護・小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】  
(上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。))に限ります。)

### ②①の居宅サービス等と併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる居宅サービス等

- ・ 訪問介護【ホームヘルプサービス】(生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助)中心型を除きます。)
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 訪問入浴介護
- ・ 介護予防訪問入浴介護
- ・ 通所介護【デイサービス】
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 介護予防認知症対応型通所介護
- ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・ 短期入所生活介護【ショートステイ】
- ・ 介護予防短期入所生活介護
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一休型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限ります。)
- ・ 看護・小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】  
(上記①の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。))に限ります。)
- ・ 地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービスを除きます。)
- ・ 地域支援事業の通所型サービス(生活援助中心のサービスを除きます。)

### ③医療費控除の対象外となる居宅サービス等

- ・ 訪問介護(生活援助中心型)
- ・ 認知症対応型共同生活介護【認知症高齢者グループホーム】
- ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・ 特定施設入居者生活介護【有料老人ホーム等】
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 介護予防特定施設入居者生活介護
- ・ 福祉用具貸与
- ・ 介護予防福祉用具貸与
- ・ 看護・小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】  
(生活援助中心型の訪問介護の部分)
- ・ 地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービスに限ります。)
- ・ 地域支援事業の通所型サービス(生活援助中心のサービスに限ります。)
- ・ 地域支援事業の生活支援サービス

「医療系サービスと併せて利用した場合」とは、1か月単位のケアプランに医療系サービスが位置付けられている場合をいい、居宅介護支援事業者等から交付される「サービス利用票」に医療系サービスが記載されているかどうかで判断します。

②の居宅サービス等(①と併せて利用しない場合)や③の居宅サービス等で行われる介護福祉士等による喀痰吸引等の対価(居宅サービス等の対価として支払った金額の10分の1に相当する金額)は対象です。

通所リハビリテーションや通所介護、短期入所生活介護などのために施設へ通う交通費は、そのサービスの自己負担額が対象となった場合で、かつ、通常必要なものに限ります。高額介護サービス費の払戻しは医療費から差し引きます。

居宅サービス事業者等が発行する領収証には、医療費控除の対象となる金額が記載されることになっています。

## ■ 寝たきりの人のおむつ代

傷病によりおおむね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている人のおむつ代は、医師が発行した「おむつ使用証明書」があれば対象です(No.1122)。

令和7年1月1日以後に令和6年分以後の確定申告書を提出する場合は、「おむつ使用証明書」に代えて、介護保険法の規定に基づく主治医意見書の内容を市町村が確認した書類又はその主治医意見書の写しの添付又は提示でも差し支えありません(国税庁 質疑応答事例「寝たきりの人のおむつ代」)。主治医意見書の条件は次のとおりです。

- ・ **1年目:** おむつを使用したその年に現に受けていた要介護認定及び当該認定を含む複数の要介護認定(有効期間が連続しているものに限ります。)(有効期間(その年以降のものに限ります。))を合算して6か月以上となるものの審査に当たり作成されたものであること(一定の記載があるものに限ります。))。
- ・ **2年目以降:** おむつを使用したその年に主治医意見書が作成されていない場合には、その年に受けていた要介護認定(有効期間が13か月以上のものに限ります。)(その年の審査に当たり作成されたものであること(一定の記載があるものに限ります。))。

おむつ使用証明書などは、①証明年月日、②証明の名称、③証明者の名称(医療機関名等)を明細書の欄外余白などに書けば添付・提示を省略できます。添付・提示を省略したときは、証明書を医療費の領収書とともに確定申告期限等から5年間保存します。主治医意見書が条件に当てはまるかどうかは、市町村か税務署に確認してください。

## ■ 家族の医療費

生計を一にする親族の医療費は、実際に支払った人の医療費控除の対象です。「生計を一にする」は必ずしも同じ家に住んでいることをいうのではなく、常に生活費や療養費などの送金が行われている場合も含まれます。親が亡くなった後に子が支払った入院費は、親の準確定申告では控除できず、治療を受けた時に生計を一にしていれば支払った子の対象です(国税庁 質疑応答事例)。

記録表(領収書を見ながら書き留める手元の記録)

| No | 医療を受けた人 | 病院・薬局などの名称 | 医療費の区分(当てはまるもの全てに印)                                                                                                                 | 支払った医療費の金額 | 左のうち、補填される金額 | 支払年月日 |
|----|---------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------------|-------|
| 1  |         |            | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 | 円          | 円            |       |
| 2  |         |            | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 | 円          | 円            |       |
| 3  |         |            | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 | 円          | 円            |       |
| 4  |         |            | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 | 円          | 円            |       |
| 5  |         |            | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 | 円          | 円            |       |
| 6  |         |            | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 | 円          | 円            |       |
| 7  |         |            | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 | 円          | 円            |       |
| 8  |         |            | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 | 円          | 円            |       |
| 9  |         |            | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 | 円          | 円            |       |
| 10 |         |            | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 | 円          | 円            |       |
| 11 |         |            | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 | 円          | 円            |       |
| 12 |         |            | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 | 円          | 円            |       |
| 13 |         |            | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 | 円          | 円            |       |
| 14 |         |            | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 | 円          | 円            |       |
| 15 |         |            | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 | 円          | 円            |       |
| 16 |         |            | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 | 円          | 円            |       |

列は国税庁の「医療費集計フォーム」と同じです。「医療を受けた人」「病院・薬局などの名称」ごとにまとめて書いても構いません。補填される金額は、生命保険契約などの入院費給付金や、健康保険などの高額療養費・家族療養費・出産育児一時金などです。合計や控除額の計算は、明細書(国税庁の様式)か確定申告書等作成コーナーで行ってください。

提出書類(国税庁 No.1120)

- 医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付します。
- 健康保険から医療費通知(6項目の記載があるもの)があれば、添付して明細書の記載を簡略化できます。
- 確定申告期限等から5年を経過する日までの間、税務署から領収書(医療費通知を添付したものを除く)の提示・提出を求められる場合があります。
- セルフメディケーション税制は医療費控除の特例で、通常の医療費控除との選択適用です(No.1129・No.1131)。

確認先

- 介護サービス・施設の費用の対象額:事業者・施設の領収証
- 医療費通知の内容:加入している健康保険
- おむつ使用証明書・主治医意見書:医療機関・市町村
- 対象かどうか・申告の手続き:所轄の税務署・税理士
- 明細書の様式と記載要領:国税庁「申告書・申告書付表と税額計算書等一覧」

出典(2026年10月4日確認・国税庁)

- 国税庁 タックスアンサー No.1120「医療費を支払ったとき(医療費控除)」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120.htm>
- 国税庁 タックスアンサー No.1122「医療費控除の対象となる医療費」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1122.htm>
- 国税庁 タックスアンサー No.1125「医療費控除の対象となる介護保険制度下での施設サービスの対価」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1125.htm>
- 国税庁 タックスアンサー No.1126「医療費控除の対象となる入院費用の具体例」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1126.htm>
- 国税庁 タックスアンサー No.1127「医療費控除の対象となる介護保険制度下での居宅サービス等の対価」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1127.htm>
- 国税庁 タックスアンサー No.1129・No.1131(セルフメディケーション税制)<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1129.htm>
- 国税庁 質疑応答事例「寝たきりの者のおむつ代」<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/05/54.htm>
- 国税庁 個人課税課情報「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて(情報)」(令和6年10月18日)<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/241009/index.htm>
- 国税庁「医療費控除に関する手続について(Q&A)」<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/iryouhikozoyoQA.pdf>
- 国税庁 医療費控除の明細書・記載要領(申告書・申告書付表と税額計算書等 一覧)[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/1557\\_2.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/1557_2.htm)
- 国税庁 医療費集計フォーム<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/keisubetsu/iryou-shuukei.htm>